

「二宮町まちづくり評価委員会評価」実施要領

1 趣旨

この要領は、まちづくり評価委員会が実施する外部評価について必要な事項を定めるものとする。

2 評価の目的

- ・「第5次二宮町総合計画」における「まちづくりの方向性」の成果を着実にあげるため、行政外部の視点を加えた評価を行い、町が行う町民のニーズに適う政策展開を支援する。
- ・行政外部の視点で評価システムを点検することで、誰にでも分かりやすい評価の仕組みを構築するための支援を行う。

3 評価の対象

「第5次二宮町総合計画」における町の将来像（町の姿、人々の姿）、「まちづくりの方向性」（4本）

- ・生活の質の向上と定住人口の確保
- ・環境と風景が息づくまちづくり
- ・交通環境と防災対策の向上
- ・戦略的行政運営

4 評価の時点

- ・評価の時点は、前・中・後、各期基本計画を終了する前年度とする。

5 評価の観点

・実施目的、主体、対象、実施するための手段（妥当性）や期待される成果が得られているか（有効性）などを総合的に評価する。

6 評価の手法及び手順

- ・上記の観点を踏まえ、まちづくりの方向性ごとに評価を行う。
- ・目的、その実現のための手段としての施策の位置づけ、施策の目的等を確認する。
- ・施策の庁内評価結果を踏まえ、「第5次二宮町総合計画」の目的や意図する成果等に照ら

し総合的な評価をする。

7 評価結果の公表

町は二宮町まちづくり評価委員会の評価・意見を踏まえた今後の方向性を庁内評価委員会で取りまとめ、最終の評価結果として次の方法により公表する。

- ・町ホームページ
- ・公共施設に配架（役場庁舎、生涯学習センターラディアン、百合が丘町民サービスプラザ、保健センター）

8 評価結果の反映

「第5次二宮町総合計画」における「まちづくりの方向性」の見直しにおいて、政策を実現するための施策の企画立案、施策の優先順位付け等に活用する。